別表三の二の表中「非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四の二「46」）」を「非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四の二「45」）」に、

法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付除く。）（別表四の二「27」＋「30」
連結欠損金等の当（別表四の二「48」）
被合併法人等の最終の事業年度の欠損（別表四の二「９」）
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱（別表三の二付表「33」の合
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入得の金額の損金算入額（別表三の二付表「34」の合
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入得の金額の益金算入額（別表三の二付表「35」の合
沖縄の認定法人の連結所得（別表三の二付表「36」の合
国際戦略総合特別区域における指定特定事の金額の損金算入額（別表三の二付表「37」の合
国際戦略総合特別区域における指定特定事の金額の益金算入額（別表三の二付表「38」の合
認定研究開発事業法人等の連結所得の（別表三の二付表「39」の合
認定研究開発事業法人等の連結所得の（別表三の二付表「40」の合

「

受贈益の益金不算入額（別表四の二「９」）
受取配当等の益金不算入額（別表八の二「15」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）
法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四の二「23」＋「26」）

算入額
不算入額の額に係る金額を
額に係る還付金を
）